

入札参加資格

1 入札参加者の構成等

(1) 参加者の構成と定義

参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独企業、共同企業体又は、企業グループとする。

ア 企業グループは、本事業の総合評価一般競争入札方式に参加するために複数の企業で構成されたグループを指し、代表企業と構成企業から成るものとする。

イ 参加者は、下記 2 (1)及び(2)の参加資格要件を満たす者とする。

ウ 参加者のうち、構成企業は下記 2 (1)及び(2)のうち、当該構成企業が担当する業務に関する参加資格要件を満たす者とする。

エ ひとつの企業が、複数の参加者の代表企業又は構成企業となってはならない。

(2) 構成企業等の明示

参加者は、参加表明書等の提出時に、代表企業又は構成企業のいずれの立場であるかを明示するものとする。

(3) 構成企業の変更及び追加

参加資格審査結果の通知日以降に、参加者の全部又は一部が参加資格要件を満たさなくなったときは、原則として当該参加者を最優秀提案者決定のための審査の対象から除外する。また、参加資格審査結果の通知日以降の参加者の構成企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成企業の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に市と協議を行い、市が指定する書類を市に提出することにより申請を行ったときは、構成企業の変更等を認めることがある。

ア 参加資格審査結果の通知日から入札書及び提案審査書類（以下「提案審査書類等」という。）の受付締切日の前日まで

市は、参加資格審査結果の通知日以降に参加者が構成企業の変更等を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、提案審査書類等の受付締切日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

イ 提案審査書類等の受付締切日から最優秀提案者との契約締結日まで

市は、提案審査書類等の受付締切日以降に参加者の構成企業の一部が参加資格を喪失した場合で、参加者が構成企業の変更等（参加資格を喪失し脱退する構成企業に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限

り、変更後の参加者の参加資格を確認した上で、最優秀提案者との契約締結日までにこれを承認することがある。

2 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者は、次の各号で規定する参加資格要件を、参加表明書等の提出時に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなす。

(1) 共通の参加資格要件

以下に掲げる者でないこと。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 市との契約に関して地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で市長が指定する日後3年を経過しないもの又は前述に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ウ 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団、同条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者
- エ 国税（本市の区域内に事業所等を有する者にあつては、市税を含む。）の滞納がある者
- オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- カ 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けている者
- キ 尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱（令和3年1月14日施行）に基づく参加停止又は指名回避を受けている者
- ク 清算中の株式会社である企業について、会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
- ケ 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っている者
- コ 本事業について発注者支援業務を委託した株式会社安井建築設計事務所と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者

(2) 個別の参加資格要件

参加者のうち次のアからウに掲げる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

- ア 市と直接契約を締結する者
尼崎市契約規則第4条に規定する令和6・7年度競争入札参加有資格者名簿（以下「登録業者名簿」という。）に登載された者であること。
- イ 実施設計業務・工事監理業務を行う者

実施設計業務・工事監理業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。(事前調査業務、事業に要する申請等の手続業務、市が行う申請等の支援業務を含む)

なお、複数の者で実施する場合には、全ての者が(ア)の要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 国又は地方公共団体等が発注した施設(平成26年4月以降に竣工したものに限り。)で延べ面積1,000㎡以上の新築の消防署又は延べ面積1,500㎡以上の新築の公共施設の実実施設計業務を元請として履行した実績を有していること。なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。
- (ウ) 参加表明書等の提出時に、一般社団法人イニシアチブが実施するZEBプランナー登録業者であるか、又は協力事務所が当該登録業者であること。
- (エ) 設計業務の管理技術者は、下記の要件を満たしていること。
 - a 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士とすること。
 - b 延べ面積1,000㎡以上の新築の消防署又は延べ面積1,500㎡以上の新築の公共施設の実実施設計業務で管理技術者又は主任担当技術者として携わった実績を有していること。
 - c 代表企業又は構成企業のいずれかに所属し、恒常的な雇用関係が3か月以上あること。

ウ 建設業務を行う者

建設業務を行う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

- なお、複数の者で実施する場合には、全ての者が(ア)から(イ)までの要件を満たし、かつ少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。
- (ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
 - (イ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること(これらの届出に係る義務を有する場合に限る。)
 - (ウ) 国又は地方公共団体等が発注した施設(平成26年4月以降に竣工したものに

限る。)で延べ面積1,000㎡以上の新築の消防署又は延べ面積1,500㎡以上の新築の公共施設の施工実績を有していること。なお、当該実績が他者と共同で履行した実績の場合は、当該共同企業体における出資比率が2社共同企業体のときは30%以上、3社共同企業体のときは20%以上、4社以上の共同企業体のときは15%以上であり、当該契約書の写しの提出等その内容を証明できる場合に限ることとする。

(エ) 直近の建設業法第27条の23に規定する経営事項審査の結果による総合評定値が、市内建設業者にあつては900点以上、令和6年4月1日時点において市内に本店を有していない者で、市内に支店、営業所、出張所又は工場等を有している者(現に人員を配置して事業活動を行っているものに限る。)にあつては1,100点以上、これらの者以外の者にあつては1,300点以上の者であること。

(オ) 登録業者名簿の「建築一式工事」に登録していること。

3 参加資格要件の喪失

参加者は、2に掲げる参加者の備えるべき参加資格要件を失った場合、入札説明書等のうち様式集(以下「様式集」という。)に定める参加資格喪失等通知書を提出することとする。また、参加者に以下の(1)及び(2)で規定する行為があつたときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

(1) 参加表明書等の提出時から最優秀提案者決定までの間に、参加者に次の行為があつたときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

ア 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案に虚偽の記載を行うこと。

オ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

カ 代表企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

(2) 参加者のうち構成企業が、参加資格審査結果の通知日から最優秀提案者との契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

ア 参加資格審査結果の通知日から提案審査書類等の受付締切日の前日までに参加資格を喪失した場合

(ア) 参加資格を喪失しなかつた構成企業のみで入札説明書に定める参加資格要件を満たしており、様式集に定める構成企業等変更承諾願を市に提出し、提案審査書類等の受付締切日までに市が変更を認めた場合

- (イ) 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、様式集に定める構成企業等変更承諾願を市に提出し、提案審査書類等の受付締切日までに市が変更を認めた場合
- イ 提案審査書類等の受付締切日から最優秀提案者との契約締結日までに参加資格を喪失した場合
 - (ア) 参加資格を喪失しなかった構成企業のみで入札説明書に定める参加資格要件を満たしており、様式集に定める構成企業等変更承諾願を市に提出し、最優秀提案者との契約締結日までに市が変更を認めた場合
 - (イ) 参加資格を喪失した構成企業と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成企業を加えた上で、様式集に定める構成企業等変更承諾願を市に提出し、最優秀提案者との契約締結日までに市が変更を認めた場合

以 上